

令和6年度富士山南東消防組合清涼飲料水等自動販売機設置場所貸付募集要項

1 設置目的

職員の福利厚生及び災害発生時における救助活動に資することを主な目的として、各署所に清涼飲料水自動等販売機を設置します。

2 設置に関する事項

(1) 所在地

裾野消防署 3階 静岡県裾野市石脇 515 番地

(2) 物件一覧表（詳細は各物件調書参照）

場所	設置台数	合計	販売方式	備考	状態
裾野消防署 3階	1台	1台	紙パック式	特になし	更新

3 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、富士山南東消防組合が設置事業者に対し、建物の一部を賃借する方法により行います。

(2) 貸付期間

令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年間とします。なお、貸付契約期間終了後は、原則として新規公募を実施します。

(3) 貸付料

当組合が設定する予定手数料率以上で、提示された最高の手数料率を貸付料とします。

貸付料は、次の計算式により算定します。

$$\text{貸付料} = \text{月額売上料} \times \text{売上手数料率}$$

(4) 電気料及び必要経費

ア 電気料及び自動販売機の設置・撤去・移設に要する費用は、設置事業者の負担とする。基本電源工事費用は物件調書によるものとする。

イ 自動販売機の設置にあたり、子メーターを設置すること。

ウ 売上手数料と別に、組合が算定した電気料を指定の期日までに全額納入すること。

なお、電気料の算定は毎年度末に行い、年額分の納付書を翌年度当初に設置事業者へ送付するものとする。

$$\text{電気料請求額} = \text{自動販売機の年間使用電力量 (子メーター表示数値)} / \text{設置施設の年間使用電力量} \times \text{設置施設の年間使用電力料金 (基本料金を含む)}$$

(5) 設置機器について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たすものとします。なお、機器の設置を行う際は、事前に組合と協議を行うものとします。

ア 省電力・ノンフロン対応等の環境に配慮した機器であること。

イ 10円硬貨、50円硬貨、100円硬貨、500円硬貨及び1,000円紙幣が使用可能である

こと。

ウ 転倒防止のために必要な措置を行うこと。

エ 各物件調書の要件を満たしていること。

(6) 設置及び利用上の制限

自動販売機設置期間中は次の事項を遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、貸付料及び電気料を期日までに確実に納入すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

ウ 販売品目は清涼飲料水とし、商品の具体的構成については、事前に組合と打ち合わせを行うこと。

エ 自動販売機の売上本数及び売上金額について、組合が定める期日までに報告すること。

(7) 維持管理責任

ア 商品補充、金銭管理等の自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

イ 原則として、自動販売機 1 台に対し 1 個の割合で使用済容器回収箱を併設するとともに、設置事業者の責任で、適切に回収・処分すること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、設置事業者の責任において対応すること。

エ 自動販売機の故障及び問い合わせについては、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に緊急連絡先を明記しておくこと。

(8) 災害時対応

災害発生時においては、自動販売機内の商品を無料で提供する等、飲料等の提供協力をを行うものとし、提供方法については、事前に組合と協議するものとします。

(9) 原状回復等

設置事業者は、設置期間が終了し、または契約が解除された場合には、速やかに原状回復を行うものとします。なお、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用及びその他一切の費用について、組合に対し補償を請求することはできません。

(10) その他

この条件に定めのない事項や疑義が生じた場合、組合及び設置事業者の両者協議の上、対応するものとします。

4 募集要項に関する問い合わせ先

富士山南東消防組合 総務課財政係

〒411-0837 静岡県三島市南田町4番40号

電話:055-972-5801 FAX:055-973-0125